

## 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担第4段階の方は、「特定入所者介護サービス費」の支給対象になりませんが、世帯のどなたかが介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者等などのご家族が生計困難に陥らないようするため、下記の一定要件をみたす場合には、特例措置により利用者負担段階を変更して、利用者負担の軽減を行います。

対象者：次の要件をすべてみたす方

	要件
1	その属する世帯の構成員の数が2人以上の世帯であること。 ※基本的には高齢者夫婦の世帯を想定していますが、当該世帯に限らない(年齢要件はない。 <u>申請者の配偶者が同一の世帯に属していないときも、配偶者は世帯の構成員の数に加える。</u> )。
2	介護保険施設(および地域密着型介護老人福祉施設)に入所(入院)し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行うこと。 ※ショートステイを利用する場合には、この特例措置は適用されない。 ※介護保険施設への入所にあたって世帯分離をした場合に、利用者負担段階が第3段階以下になる場合には、本措置は適用されません。
3	世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、食費・居住費)の見込額を控除した額が80万円以下(注1)となること。 ※世帯：施設入所にあたり世帯分離をした場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算する。 ※収入：公的年金の収入金額+合計所得金額(雑所得を計算するうえでは、公的年金等に係る雑所得を算入しない)です。 ※施設の利用者負担：特例減額措置の申請の際に入所する施設の1割負担、食費、居住費の見込額を計算する。
4	世帯の預貯金等の合計額が450万円以下であること。 ※預貯金には有価証券や債券も含まれます。 ※介護保険施設への入所にあたって世帯分離をした場合でも、それまでの同じ世帯全体の合計で計算します。
5	世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと。 ※利用できる資産とは、収入を補うために活用できるもののことです。活用できるかどうかについては、一般的に処分していただくことが適当でないもの以外で、一般的に換金価値が高いかどうかで判断します。
6	介護保険料を滞納していないこと。

(注1) 令和7年8月より80万9千円に変更されます。